

排ガス中の水銀濃度が浅川清流環境組合の定める公害防止基準値の
一時的な超過について（11月27日）

1. 発生経過及び対応（1号焼却炉）

令和6年11月27日（水）17時20分頃 煙突入口水銀濃度上昇・水銀除去のため、活
性炭の増量操作

18時00分 煙突入口水銀濃度 63 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

19時00分 煙突入口水銀濃度 39 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

20時00分 煙突入口水銀濃度 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

21時00分 煙突入口水銀濃度 12 $\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （1時間平均値）

2. 原因

可燃ごみ中への水銀混入

3. 周辺的生活環境の被害の状況

今回の一時的な基準値超過においては、短時間で事態が収束しているため、周辺地域に
環境汚染や健康被害を生じることはありません。

なお、法令の排出基準は、環境中を循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観
点から設定したものであることから、排出基準を超える水銀等が排出されたとしても直ち
に地域住民に健康被害を生じるものではありません。

4. 不適正ごみの搬入防止

不適正ごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と日野市・国分寺市及び小金井市
に対し、市民、事業者などへ適切なごみの出し方の指導、啓発の徹底を要請してまいり
ます。